神奈川県監査委員公表第７号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和８年４月 27 日

神奈川県監査委員　大　竹　准　一
同　吉　川　知惠子
同　中　家　華　江
同　柳　下　　剛
同　斉　藤　たかみ

１　措置の対象となった監査の結果

令和７年 10 月８日神奈川県監査委員公表第 17 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 46 か所（既報告の 10 か所を除く。）に係る 68 事項

２　監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部行政課	令和７年８月６日（令和７年６月２日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、人権啓発ポスター印刷代１件、131,967 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、請求書を受領した際に、事業担当者と財務担当者との情報共有が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事業担当者と財務担当者が納品日をスケジュール上で共有することや、請求書を管理専用のクリアケースに入れて保管し、所在を明確にすることなど、複数の職員による確認体制の強化により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
行政部教育施設課	令和７年８月６日（令和７年６月５日職員調査）	（要改善事項） 教育局行政部教育施設課（以下「教育施設課」という。）において、普通財産として管理する土地における草刈り等の業務について、一括して発注することが可能であったにもかかわらず、年２回の業務実施の都度発注を行い、いずれも予定価格が50万円未満であることから、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約を行っ	要改善事項については、普通財産として管理する土地における草刈り等の業務の発注方法を見直し、令和８年度からは一括して発注することとした。

		ていた。 （以下令和７年10月８日神奈川県監査委員公表第17号中、第７監査の結果３(1)ウのとおり）	
生涯学習部文化遺産課	令和７年８月６日（令和７年６月18日職員調査）	（不適切事項） １　収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る研修室の使用料５件、20,175円について、年度内に調定していなかった。 ２　財産管理事務において、支線１本及び共架電線８本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和６年５月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額281,055円のうち110,751円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 １　収入事務については、本課担当者と駐在事務所担当者間での相互確認や連絡調整等が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、本課担当者及び駐在事務所担当者を含めた複数の職員間で進行管理表による業務の進捗管理や、情報の共有を徹底し、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　財産管理事務については、管理する財産の把握や状況確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、定期的に現地確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立金沢文庫	令和７年５月８日（令和７年２月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和６年度予算で執行する国宝金沢文庫文書データベースの運用及び保守業務委託契約（契約額4,017,200円）について、会計局長通知に反し、令和５年度である令和６年３月28日に契約を締結していた。	不適切事項については、担当職員の年度末から年度始めにかけての会計事務に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程における確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、本件誤りの内容を所属として共有し、関係規定の理解の向上を図るとともに、年度末・年度始めの契約事務について、あらかじめ複数の職員によ

			る確認を行い、契約可能時期を明示した一覧表を作成し共有するなど、確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立鶴見高等学校	令和７年６月24日（令和７年４月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、照明ＬＥＤ化工事契約（契約額2,411,200円）の締結に当たり、履行遅滞に係る損害金の率について、神奈川県財務規則に基づき定められた率である年2.5％とすべきところ、年2.7％としていた。	不適切事項については、契約書の内容の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の改定を反映した最新の契約書の書式を用いるとともに、複数の職員で契約書全文を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立鶴見総合高等学校	令和７年６月30日（令和７年４月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、校内樹木剪定契約（予定価格628,100円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する認識が不足していたこと及び確認体制に不備があったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予定価格に応じた適切な執行方法を選択しているか複数人の目でチェックすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜翠嵐高等学校	令和７年６月18日（令和７年４月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 １　新聞代２件、19,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。 ２　令和６年度空調設備保守管理業務委託契約（契約額114,400円、契約期間：令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）について、年	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 １　新聞代の履行確認に関する記録の作成については、担当者の履行確認に対する認識不足及び所属としての確認体制も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として神奈川県財務規則等に対する正しい理解を所属内のミーティングにより、共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を

		間の保守管理契約であるため、年２回の保守点検業務に係る検査のほか、契約期間が満了する令和７年３月31日にも検査を実施すべきところ、保守点検業務に係る検査は実施していたものの、契約期間満了時の検査を実施していなかった。	強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　保守管理業務委託の契約期間満了時の検査については、担当者の契約事務に対する理解不足及び所属としての確認体制も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、会計研修等を通じて契約事務に対する理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立城郷高等学校	令和７年９月９日（令和７年４月17日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、第三種電柱２本、支柱１本、支線柱１本及び共架電線２本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和６年６月及び同年11月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額327,213円のうち198,771円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の使用状況の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、管理する財産の現状把握を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立光陵高等学校	令和７年９月２日（令和７年４月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 １　一般廃棄物収集運搬委託契約（単価契約、支払額136,587円）について、契約で定められた許可証の写しを添付していなかった。 ２　産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、支払額130,460円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 １　契約で定められた許可証の写しを添付していなかったことについては、所属内部のチェック体制が十分に機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として適正な契約事務の執行について全職員に共有するとともに、決裁過程における確認等を通

			じて複数の職員によるチェック体制を強化し、事務室全体で契約事務手続への理解を深めるよう努めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2　契約書に契約締結日の記載がなかったことについては、所属内部のチェック体制が十分に機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として適正な契約事務の執行について全職員と共有するとともに、決裁過程における確認等を通じて複数の職員によるチェック体制を強化し、事務室全体で契約事務手続への理解を深めるよう努めることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜旭陵高等学校	令和７年９月25日（令和７年４月21日職員調査）	（不適切事項） 1　予算の執行において、収入未済となっていた令和４年度の就学支援金の追加支給分1,415,700円の授業料への充当に当たり、充当日が令和７年４月３日となるため、過年度に係る調定繰越を行った上で令和７年度の収入とすべきところ、令和６年度の収入として処理していた。 2　収入事務において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　令和４年度に前渡金受領職員口座で発生した預金利子１件、１円の収入に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定められた手続により行っていなかった。 ⑵　令和４年度の就学支援金の実績報告に当たり、提出期限までに在籍者の整理等を完了し、決算額を確定させておらず、その後に	不適切事項については、次のとおり措置した。 1　予算執行については、担当者の会計事務に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として研修の実施により会計事務に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、理解を共有した複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2　収入事務については、次のとおりである。 ⑴　預金利子の収入手続誤りについては、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことに加え、チェック

		確定した決算額より1,415,700円過小に報告していた。これにより、文部科学省からの過年度に係る追加支給が令和６年度末となったため、令和７年４月３日まで授業料への充当処理ができなかった。	機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として研修の実施により同運用通知等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、理解を共有した複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ⑵ 就学支援金を授業料へ充当処理できなかったことについては、就学支援金の実績報告の提出に当たり精査が不十分となっていたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、理解を共有した複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜氷取沢高等学校	令和７年８月25日（令和７年４月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、体育館照明ＬＥＤ化工事（契約額2,816,000円）について、契約で定められた工事に係る完成届を収受する前に完成検査を行っていた。	不適切事項については、契約事務に係る事務室の理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう所属として完成検査だけでなく、契約事務全般に係る正しい理解を共有するとともに、契約書類に定められた必要書類を適正に収受しているか等を複数の職員で確認することを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立新羽高等学校	令和７年７月２日（令和７年４月17日職員調	（不適切事項） 収入事務において、令和５年度授業料１件、29,700円について、就学支援金の認定に	不適切事項については、就学支援金事務の進行管理等が不十分であったことによるも

	査）	より発生した過納金の還付手続を失念していたため、還付が３月を超えて遅れていた。	のである。 　今後は、このようなことがないよう、チェックリストにより複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立柏陽高等学校	令和７年７月29日（令和７年４月18日職員調査）	（不適切事項） 　契約事務において、次のとおり誤りがあった。 １　令和６年度消防用設備後期点検業務委託契約（契約額167,640円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限の６日後に検査を完了していた。 ２　全公立展配布用チラシ印刷代ほか３件（支払額計428,615円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされている履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 １　消防用設備後期点検業務委託契約の検査については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に対する認識が不十分であったことに加え、複数の職員による確認体制が十分に機能していなかったことによるものである。 　今後は、このようなことがないよう、関係法規の確認を徹底して、所属として正しい知識を共有するとともに、複数の職員による確認体制を、検査等の期限の相互チェックで強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　履行確認に関する記録が作成されていなかったことについては、履行確認に対する認識が不十分であったことに加え、複数の職員による確認体制が十分に機能していなかったことによるものである。 　今後は、このようなことがないよう、関係規定の再確認を行い、所属として正しい知識を共有するとともに、複数の職員による確認体制を、履行確認に係る相互チェックを強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜栄高等学校	令和７年７月29日（令和７年４月18日職員調	（不適切事項） 　契約事務において、次のとおり誤りがあった。 １　事務室金庫修理作業代１	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 １　事務室金庫修理作業代に

	査）	件、8,800円について、緊急時等の対応として起案用紙等を用いてあらかじめ方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。 ２　電動裁断機用替え刃研磨・取替え業務委託契約ほか１件（契約額計99,000 円）について、契約書の作成を省略し、発注書の交付により契約を締結していたため、履行期限延長及び契約額の変更に当たっては変更発注書によるべきところ、口頭により行っていた。	ついては、担当職員が令和６年３月25日付け会計局指導課長通知「緊急時等への対応としての執行伺票兼支出命令票（兼命令）の活用について （平成29年３月31日付け会指第80号通知）の改正について」を十分に理解していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属内で研修を実施し、関係規定の理解の向上を図るとともに、決裁過程であらかじめ方針を伺い、複数の職員が確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　電動裁断機用替え刃研磨・取替え業務委託契約ほか１件については、担当職員の発注書の交付による契約締結における履行期限延長及び契約額の変更に伴う変更契約に関する事項の理解不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属内で研修を実施し、関係規定の理解の向上を図るとともに、決裁過程で複数の職員が確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大師高等学校	令和７年８月18日（令和７年４月22日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得した天吊エアコン（価格542,300円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったこと、また、複数の職員での確認が十分でなく、管理職の指導も不十分であったことによるものであり、令和７年６月10日に備品台帳に記載した。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努め

			る。
神奈川県立川崎工科高等学校	令和７年６月23日（令和７年４月22日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、D棟他鍵交換工事契約（契約額2,255,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、担当職員が年度末の業務多忙により、複数の事務処理を並行して行っており、検査調書の作成が必要であることを失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、チェックを行う各職員が神奈川県財務規則を再確認するとともに、「予定価格による随意契約・入札執行早見表」を活用して所属内でのチェック体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立生田東高等学校	令和７年６月20日（令和７年４月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、情報科用パソコン機器等一式の購入契約（契約額5,812,400円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、担当職員の神奈川県財務規則に関する理解不足及び複数職員による確認不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務職員全員への研修の実施及び複数の職員による契約金額や必要書類の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模原高等学校	令和７年６月30日（令和７年４月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 １　東京家政学院大学アリーナ等使用契約（単価契約、支払額516,000円）について、決裁の手続を行わないまま契約を締結していた。また、令和６年５月分から同年８月分まで（支払額計408,500円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかっ	不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。 １　東京家政学院大学アリーナ等使用契約の締結及び履行確認については、担当者の行政文書管理規程及び神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として行政文書管理規程等に対する正しい理解を共有するとともに、チェック表の作成により決裁及び履行確認の手順における複数の職員による確認

		た。 ２　環境整備業務委託契約（契約総額25,409,554円、契約期間：令和４年４月１日から令和７年３月31日まで）に係る令和７年３月分の支払額705,820円の履行確認について、令和７年３月31日までに行うべきところ、同年４月３日に行っていた。	体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　環境整備業務委託契約に係る履行確認の遅延については、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属内に本件について周知を行うとともに、チェック表の作成により決裁及び履行確認の手順を行い、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横須賀大津高等学校	令和７年７月８日（令和７年４月23日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、令和６年度卒業証書の筆耕に係る契約（契約額160,380 円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、受注者に引き渡した個人情報の返還など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。	不適切事項については、担当者の神奈川県個人情報取扱事務委託基準に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、同委託基準を確認し、個人情報に係る特記事項を作成するとともに、決裁過程における複数職員による書類の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横須賀工業高等学校	令和７年６月24日（令和７年４月23日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、機械点検料１件、148,500 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息１件、100 円を支払っていた。 ２　契約事務において、封筒印刷契約（契約額127,600 円）について、契約書の作成を省略し、発注書の交付により契	不適切事項については、次のとおり措置した。 １　支出事務については、請求書の日付ではなく、収受日を支払期限の起算日として誤認識していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、支出命令票に処理期限を記入し、複数人で確認することを徹底することにより再発防止に取り組み、適

		約を締結していたため、履行期限延長の変更に当たっては変更発注書によるべきところ、口頭により行っていた。	正な事務執行に努める。 2　契約事務については、発注書の交付による契約締結において、履行期限の延長に当たっては、口頭で足りると誤って認識していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、履行期限延長等、契約内容の変更に当たっては、変更発注書を作成することを事務室内で改めて共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立海洋科学高等学校	令和７年９月３日（令和７年４月18日職員調査）	（不適切事項） 1　収入事務において、証明書交付手数料等として領収した現金11件、37,200円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。 2　支出事務において、つりざお・ルアー等購入代１件、292,479円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 3　契約事務において、次のとおり誤りがあった。 ⑴　ボート免許教室（２級小型船舶操縦士実技講習）業務委託契約（単価契約、支払額328,900円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。 ⑵　校内支障樹木剪定業務委託契約ほか１件（契約額計1,138,500円）について、一括して競争入札により契約者を決定すべきところ、校内支障樹木分（契約額968,000円）及び長井海洋実習場支障樹木分（同170,500円）に分割し、前者	不適切事項については、次のとおり措置した。 1　収入事務については、担当者の進行管理が不十分であったことに加え、所属のチェック機能が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務室内に設置されている予定表に納付期限日を記載して見える化を行い、複数の職員で共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2　支出事務については、担当者の進行管理が不十分であったことに加え、所属のチェック機能が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、改めて政府契約の支払遅延防止等に関する法律の趣旨を職員で共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 3　契約事務については、次のとおりである。 ⑴　ボート免許教室（２級小型船舶操縦士実技講習）業務委託契約については、契

		については見積合せにより、後者については見積合せを省略して、随意契約を締結していた。 ⑶　湘南丸船舶局及び船舶地球局定期検査請負契約（契約額2,145,000円）について、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札を実施すべきところ、事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。また、平成20年３月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 ⑷　令和６年度実習船湘南丸第１次遠洋航海における外地（ハワイ）寄港に係る出入港業務等委託契約ほか１件（支払額計4,496,186円）について、受注者に支払う取扱手数料の率の記載を誤っていたほか、契約書内に存在しない条項を引用するなど、契約書の記載内容に適正を欠いていた。また、平成20年３月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	約書の作成に際して担当者の確認が不十分であったことに加え、所属のチェック機能が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、起案に当たって各担当者が契約書案文の契約締結日欄に「（決裁日）」と朱書きで記載することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ⑵　校内支障樹木剪定業務委託契約ほか１件については、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していることに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有するとともに、起案前に契約内容を職員間で共有し、事業者選定方法についての協議を行い、また、決裁の過程において、安易な随意契約を行わないよう複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ⑶　湘南丸船舶局及び船舶地球局定期検査請負契約については、担当者の事前公募に関する理解が不足していることに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 また、契約結果を公表していなかったことについては、担当者の会計局総務課長通知に関する理解

			が不足していたことによるものであり、令和７年１月24日に契約結果を公表した。 　今後は、このようなことがないよう、所属として神奈川県財務規則等に対する正しい理解を共有するとともに、起案前に契約内容を職員間で共有し、事業者選定方法についての協議を行い、また、決裁の過程において、安易な随意契約を行わないよう複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ⑷　令和６年度実習船湘南丸第１次遠洋航海における外地（ハワイ）寄港に係る出入港業務等委託契約ほか１件については、担当者の契約書の記載についての確認が不十分であったことに加え、他の職員のチェック機能も働いていなかったことによるものである。 　また、契約結果を公表していなかったことについては、担当者の会計局総務課長通知に関する理解が不足していたことによるものであり、令和７年５月28日に契約結果を公表した。 　今後は、このようなことがないよう、所属として契約書の案文について複数職員によるチェックを徹底し、決裁の過程において確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立追浜高等学校	令和７年９月３日（令和７年４月	（不適切事項） 　支出事務において、令和６年８月分のガス料金（小型空	不適切事項については、ガス料金（一般契約）の支払希望

	14日職員調査）	調契約）531,294円の支払に当たり、支払日を誤っていた同月分のガス料金（一般契約）4,064円が先に口座振替されたことにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息１件、1,058円を支払っていた。	日に関する確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、ガス料金の一般契約分と小型空調契約分の二つの請求書を一体で支払うよう、支払手続を改めた。また、最終決裁者が請求書と支出命令票に入力された支払予定日の照合を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立津久井浜高等学校	令和７年９月16日（令和７年４月23日職員調査）	（不適切事項） １　予算の執行において、産業廃棄物（廃酸、廃アルカリほか）の収集運搬委託契約（単価契約、支払額82,500円）の執行に当たり、「（節）役務費」とすべきところ、「（節）委託料」で執行していた。 ２　契約事務において、産業廃棄物（廃酸、廃アルカリほか）の処分委託契約（単価契約、支払額134,200円）の締結に当たり、神奈川県財務規則に定める見積書を徴することを省略できる要件に該当しないため、当該契約の受託者となる者から見積書を徴すべきところ、収集運搬委託契約の受託者となる者から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。 ３　事務事業の執行において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である蛍光灯安定器３台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令に定める処分の期間内に処分の委託を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 １　予算の執行については、支出科目の確認が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員間で本件誤りの内容を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　契約事務については、産業廃棄物（廃酸、廃アルカリほか）の処分委託契約の締結に当たり、神奈川県財務規則の確認が不十分だったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員間で本件誤りの内容を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ３　事務事業の執行については、処分場の最終期限が迫っていたことから、濃度分析は行わず、所管の市と協議し、みなし高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物として処理したことによるものであり、令和７年６月８日に廃棄物処分は完了した。 今後は、このようなことがないよう、廃棄物が生じたときは速やかに処分を行

			うとともに、排出までの間置いておく場所を固定化する等、財産管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横須賀南高等学校	令和７年６月30日（令和７年４月15日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和６年度の共架電線に係る使用料１件、1,360円が徴収不足であった。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和７年４月22日に使用許可を行い、徴収不足分については、令和７年６月３日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、管理する財産の現状把握を複数人で年３回、定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立平塚湘風高等学校	令和７年７月24日（令和７年５月12日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、工事により取得したＬＥＤ投光器12台（価格計1,848,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。	不適切事項については、物品管理事務の理解が不足していたことによるものであり、令和７年10月31日に会計管理システムの誤謬訂正にて備品台帳へ登録した。 今後は、このようなことがないよう、工事により取得した工作物に該当しない価格100,000円を超える物品は、備品に該当することについて、引継書に記載し、所属内で共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立藤沢清流高等学校	令和７年９月22日（令和７年４月24日職員調査）	（不適切事項） １　予算の執行において、収入未済となっていた令和５年度の就学支援金の追加支給分138,600円の授業料への充当に当たり、充当日が令和７年４月22日となるため、過年度に係る調定繰越を行った上で令和７年度の収入とすべきところ、令和６年度の収入として処理していた。 ２　収入事務において、令和５	不適切事項については、次のとおり措置した。 １　予算の執行については、担当職員の確認不足に加え、複数職員による確認作業など所属としての進行管理及び収入に係る会計事務についての認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として会計事

		年度の就学支援金の実績報告に当たり、提出期限までに在籍者の整理等を完了し、決算額を確定させておらず、その後に確定した決算額より168,300円過小に報告していた。これにより、授業料還付分29,700円を除く文部科学省からの過年度に係る追加支給138,600円が令和６年度末となったため、令和７年４月22日まで授業料への充当処理ができなかった。	務に対する正しい認識を共有するとともに複数の職員による確認の徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　収入事務については、担当職員の確認不足に加え、複数職員による確認作業など所属としての進行管理及び就学支援金に関する制度、事務手続についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として就学支援金の認定状況等を的確に把握し、授業料調定・収入状況について、複数の職員による確認の徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立小田原城北工業高等学校	令和７年９月25日（令和７年５月15日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である照明器具部品（反射板）等について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、同法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。	不適切事項については、令和６年度の体育館改修及び耐震補強工事の際に発見されたもので、ポリ塩化ビフェニル含有機器についての調査が不十分だったことによるものであり、令和７年９月１日に廃棄物処分は完了した。
神奈川県立鶴嶺高等学校	令和７年７月23日（令和７年５月７日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和５年度北棟普通教室等網戸設置工事代１件、1,346,400円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息１件、100円を支払っていた。	不適切事項については、支出手続における所属の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、担当者及び出納員が支出執行伝票の支払日を確認するとともに、決裁欄余白に支払期限を明記することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

神奈川県立逗子葉山高等学校	令和７年７月28日（令和７年４月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、ＨＲ教室ＬＥＤ照明設置工事（予定価格計3,883,968円）について、一括して競争入札により契約者を決定すべきところ、黒板灯の設置（同1,390,400円）及び黒板灯以外の設置（同2,493,568円）に分割し、それぞれ見積合せにより随意契約を締結していた。	不適切事項については、工事の発注に当たって契約を各々に分割する必然性についての所属における精査が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、工事の発注の妥当性等について所属による検討体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立厚木西高等学校	令和７年７月29日（令和７年５月８日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、男子・女子トイレ人感センサーライト設置工事代ほか１件（支払額計407,715円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則に係る担当者の認識や所属としての確認が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、同規則について理解の向上を図り、共有するとともに、履行確認に関する記録の作成がされているか、チェックリストを作成し、所属内で確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大和東高等学校	令和７年６月19日（令和７年４月９日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額6,726,261円、契約期間：令和５年４月１日から令和８年３月31日まで）に基づく貸付けに当たり、缶・ビン、ペットボトル、ペットボトルのキャップの３種類の分別ができるようにすることなど、仕様書で定める条件の一部を遵守させていなかった。	不適切事項については、仕様書に記載されている遵守事項の履行確認が不十分であったことによるものであり、令和７年７月25日に３種類の分別ができるよう、ごみ箱の設置を受注者において行った。 今後は、このようなことがないよう、仕様書で定める条件が遵守されているかの履行確認を定期的に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大和西高等学校	令和７年７月28日（令和７年４月14日職員調査）	（不適切事項） １　契約事務において、教室照明器具更新工事（６教室）ほか１件（契約額計4,955,500円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき	不適切事項については、次のとおり措置した。 １　契約事務については、神奈川県財務規則の規定を担当者が把握できていなかっ

		契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 2　歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税２件、10,420円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	たことに加え、所属としても決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化し、起案に予定価格による随意契約・入札執行等早見表（出先機関）を添付することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2　歳計外現金事務については、担当職員及び管理職による進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、毎月処理を行う案件について一覧表を作成し、可視化することで複数の職員による管理体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立海老名高等学校	令和７年７月14日（令和７年５月８日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、普通教室棟５階絶縁不良修繕工事契約ほか３件（契約額計8,783,764円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、履行確認におけるチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、履行確認に関する記録及び検査調書の作成に係る規定について改めて確認することに加え、複数職員による契約事務に係るチェック表の確認により、組織が一体となって確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和７年５月１日（令和７年１月17日職員調査）	（不適切事項） 1　契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、支払額 489,500 円）について、処分単価（金属くず）の予定価格を 500 円超過した見積額により契約を	不適切事項については、次のとおり措置した。 1　契約事務については、予定価格と見積額の対査が不十分なまま契約を締結したことによるものである。 今後は、このようなことが

		締結していた。その結果、当初予定していた数量と同数を発注したにもかかわらず、支払額が設計金額算定の基礎となる単価に基づくなどして算出した額よりも11,000円過大となっていた。 ２　歳計外現金事務において、外国につながりのある生徒へのキャリア教育支援員謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税１件、2,731円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	ないよう、見積額が予定価格を上回ってないかチェック項目一覧を作成して確認することを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　歳計外現金事務については、担当者が払出手続を失念していたことに加え、所属による進行管理も不十分であったことによるものであり、遅れた歳計外現金１件については、令和７年10月10日に払出手続を行い、令和７年10月15日に納付を行った。 今後は、このようなことがないよう、担当者任せにせず、複数の職員による所得税払出日の周知及び声掛けを徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立綾瀬西高等学校	令和７年５月27日（令和６年12月17日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、家計急変事由に該当し高等学校等就学支援金を活用することとなった令和５年度の授業料１件、59,400円について、令和６年１月に就学支援金の申請があったにもかかわらず、事由審査等を特段の理由なく同年５月まで行っていなかったため、授業料の還付が３月を超えて遅れていた。	不適切事項については、就学支援金の審査等の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化するとともに、繁忙期においては、一時的な事務分担の変更や当該業務を複数の職員で分担するなど、事務室内の業務平準化により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立寒川高等学校	令和７年７月24日（令和７年５月７日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、購買室ほか２件に係る教育財産の目的外使用許可（使用料計1,065円）について、許可日及び許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。	不適切事項については、担当職員の財産管理事務の理解不足及び所属としての使用許可に係る進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事務長を含めた事務職員全員で、教育財産の目的外使用許可に係る制度全般につい

			て改めて確認・理解するとともに、事務処理についても、相手方への意思確認から許可書の送付に至る各処理を項目化した確認・進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立山北高等学校	令和７年７月31日（令和７年５月15日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税１件、6,783円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、歳計外現金事務の進行管理が適切に行われておらず、また納付期限の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表により各職員の業務の進捗状況を共有するとともに、複数の職員による確認体制をチェックリストにより強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立吉田島高等学校	令和７年７月24日（令和７年５月15日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、卒業証明書交付手数料として領収した現金１件、400円について、神奈川県財務規則に定める納付期限内に指定金融機関等に納付を行っていなかった。	不適切事項については、納付業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、納付期限、納付業務に係る期日や納付期限日の納付書、現金出納簿の確認について事務室職員で共有し、複数職員がチェックを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模原中等教育学校	令和７年７月14日（令和７年５月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和６年４月分のガス料金511,423円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息891円及び口座振替割引取消額55円を支払っていた。	不適切事項については、担当者が支払希望日を誤って設定したこと、また、所属内でのチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表による進捗の確認を厳重に行い、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、

			適正な事務執行に努める。
神奈川県立平塚ろう学校	令和７年９月18日（令和７年５月12日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得したデスクトップパソコンほか152点（価格計22,449,033円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る必要な手続を行っていなかった。	不適切事項については、備品台帳への記録などの手続が必要である認識はありながら、年度末・年度始めの繁忙のため失念したことによるものであり、令和７年５月30日までに備品台帳への記録など一連の手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、毎月末に物品取得状況を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立保土ケ谷支援学校	令和７年７月３日（令和７年３月25日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、中学部２年生校外学習の引率に係る施設入場料11件、5,500円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。 ２　庶務事務において、現金支給の対象となった臨時的任用職員の令和６年11月分の給与１名分、160,756円について、学校職員の給与等に関する条例に基づき令和６年11月15日に支給すべきところ、同年12月16日に支給していた。 ３　歳計外現金事務において、歯科保健指導謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税１件、612円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 １　支出事務については、行事の会計担当教員による支出依頼が遅れたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員会議等を活用して資金前渡により支払う場合の申請期限などの周知徹底を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　庶務事務については、給料等支払簿の確認不足のため、給与に現金支給があることを見落としたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、給与支給日前に出力が可能となる給料等支払簿の現金支給額欄を事務長及び担当者等複数名で確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ３　歳計外現金事務については、払出手続を担当者が失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、ホワイトボー

			ド等を活用し、払出手続の締切日などの情報を共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜ひなたやま支援学校	令和７年６月24日（令和７年４月21日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、物品の購入を含むカーテンレール設置工事契約（契約額303,600円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則運用通知に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同運用通知等に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、チェック表などにより、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立津久井支援学校	令和７年７月29日（令和７年５月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、津久井支援学校体育館照明更新工事契約（契約額2,068,000円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。	不適切事項については、担当者が契約締結日の記載を見落としたことが直接の原因であるが、所属全体としてのチェック機能も機能していなかったものである。 今後は、このようなことがないよう、進捗状況管理表により、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立湘南支援学校	令和７年９月12日（令和７年５月12日職員調査）	（不適切事項） １　支出事務において、令和６年度ＮＨＫ放送受信料12,276円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和６年３月分の電気料512,910円を支払期限より後に支払っていた。 ２　事務事業の執行において、卒業証書の筆耕に係る契約（契約額72,325円）につい	不適切事項については、次のとおり措置した。 １　支出事務については、請求通知書が未着であったことから、支出手続を行っていなかったものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員によってチェックリストでの確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 ２　事務事業の執行について

		て、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となることから、受注者に引き渡した個人情報の目的以外の利用禁止など、個人情報保護のための措置を、契約書等で義務付ける必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。	は、所属として神奈川県個人情報取扱事務委託基準への理解が不足していたことに加え、確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、個人情報に関するマニュアル及び所管部署への確認を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立鎌倉支援学校	令和７年７月７日（令和７年５月７日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、駐車場舗装補修工事契約（契約額2,475,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	不適切事項については、担当者の神奈川県財務規則に対する理解が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、所属として同規則に対する正しい理解を共有するとともに、決裁の過程において、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立小田原支援学校	令和７年７月15日（令和７年５月15日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和６年６月分の緊急地震速報情報受信料5,170円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和６年７月請求分の湯河原校舎水道代33,626円を支払期限より後に支払っていた。	不適切事項については、支出事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理一覧表を作成し、複数の職員で進行管理を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。